

広島県告示第八百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年十月八日までの間、縦覧に供する。

令和六年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	山県郡北広島町戸谷字中之河内二二六番一地从 から 山県郡北広島町戸谷字中之河内二一六四番一地从 まで	令和六年九月二四日